

個人版事業承継税制について (2019年4月～)

- 個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するために、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予**する「**個人版事業承継税制**」が、2019年度税制改正で新たに創設されました。
- 納税猶予の対象となる事業用資産の例は以下のとおりです。
 - 土地・建物** (土地は**400㎡**、建物は**800㎡**まで)
 - 減価償却資産**
 - ・ **機械装置・器具備品** (例) 工作機械、パワーショベル、診療機器等
 - ・ **車輛・運搬具**
 - ・ **生物** (例) 乳牛等、果樹等
 - ・ **無形償却資産** (例) 特許権等

【法人版と個人版の比較】

	個人版	法人版 (特例措置)
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から 2024年3月31日まで〕	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2023年3月31日まで〕
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から 2028年12月31日まで〕	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕
対象資産	特定事業用資産	全株式
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合は、複数から複数も可	複数の株主から最大3人の 後継者
贈与要件	その事業に係る特例事業用 資産のすべてを贈与すること	一定以上の株式を贈与すること ※後継者が一人の場合、原則2/3以上など
雇用要件	雇用要件なし	弾力化
経営環境変化に 対応した免除	あり	あり
その他	県への年次報告不要	相続(贈与)税の申告期限 から5年間年次報告が必要

問合せ及び申請先：長崎県産業労働部 経営支援課 経営支援班
電話 095-895-2651